

登園・登室許可証 (医療機関が記入) 医師が記入した登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登園・登室停止期間
1	麻疹 (はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで
3	水痘 (水ぼうそう)・带状疱疹(※①)	全ての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (乳児から幼児については3日※②) を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断が出るまで
11	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症対象ではない。 ※② 乳児から幼児についてはウイルス排泄が長期に及ぶ為登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) じょうえん曳舟保育園 組 氏名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日から登園・登室しても良い事を証明します

医療機関名

医師名

印

切り取り

登園・登室届 (保護者が記入) 医師から登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登園・登室の目安
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断が出るまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先) じょうえん曳舟保育園 組 氏名

受診した病院名

通院した期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

登園・登室可能と判断された日 令和 年 月 日 上記の通り相違ありません

令和 年 月 日 保護者名

印

どちらも必要がない感染症 (ただし医師の判断を受けてから登園・登室して下さい)

病名	注意事項
伝染性膿痂疹 (とびひ)	ガーゼなど通気性のよいもので覆うようにする
伝染性軟属腫 (水いぼ)	
頭じらみ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプーをし、髪を温風 (ドライヤー) で乾かして駆除する

※突発性発疹・不明発疹症・川崎病については、全身状態が良好であれば登園・登室は可能ですが医師の診断を受けてから登園・登室して下さい。